

大府大和明成保育園 重要事項説明書

保育の提供開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人大和社会福祉事業振興会
所 在 地	小牧市大字大山字岩次 208-8
電 話 番 号	0568-78-1911
代 表 者 氏 名	理事長 小川 長

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	大府大和明成保育園
施 設 の 所 在 地	大府市明成町2丁目262番地
連 絡 先	電 話 0562-57-1237 FAX 0562-57-1238
管 理 者	園長 前田 香里
開 設 年 月 日	令和元年 6月1日
開 設 時 間	7:00~19:00
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	満3歳以上の児童 61人 満1歳以上満3歳未満の児童 36人 満1歳未満の児童 3人

3 サービスの目的・運営方針

大府大和明成保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1)「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場所を提供するよう努めます。
- (2)「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3)「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地	敷 地 全 体	2223.84㎡
園 舎	構 造	鉄骨造 2階建
	延 べ 面 積	1037.32㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳 児 室	2室	0歳児クラス、1歳児クラス
保 育 室	4室	2歳児クラス、3歳児クラス、4歳児クラス、5歳児クラス
遊 戯 室	1室	
調 理 室	1室	
医務コーナー	1室	
職 員 室	1室	
遊 戯 場		屋上

5 職員の配置状況及び勤務体制

当園では、保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1	—	
主任	1	1	—	
保育士	16	6	10	
看護師	1	1		
調理員	4	2	2	
保育補助	3		3	

※その他、必要に応じて職員を配置しております。

勤務体制

職 種	勤務時間	備考
園長	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）	
主任保育士	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）	
保育士	正規の勤務時間帯（7：00～19：00）	左記の時間帯の内、8時間
看護師	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）	
調理員	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）	

※ 原則として年齢別にクラス担任を決めておりますが、職員の時差勤務、研修や週休2日制による週休等のため、担当保育士が異なることがあります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は月曜日から土曜日までとします。

（日曜日、祝日、年末年始 12/29 から 1/3 休園日）

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時00分から18時00分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時00

分から 19 時 00 分までの範囲内で、延長保育を提供いたします（延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。）

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8 時 00 分から 16 時 00 分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

(3) 土曜保育時間

7 時 00 分から 15 時 00 分までの範囲で保育を必要とする時間となります。

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚労告 117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 上記 7 に記載する時間において、各年齢や成長に合わせた保育を提供します。

(2) 行事等

① 一日の流れは保育の生活についてをご確認ください。

② 年間行事は以下のようなものを実施します。

【入園式・進級式、保育参観、七夕祭り、うんどう会、遠足、クリスマス会、節分豆まき、発表会、お楽しみ会、お別れ会、卒園式】

なお、詳しい年間行事予定は、年度初めに、各ご家庭に配布します。

ただし、行事は、天候や諸事情により、変更になる場合もあります。その場合は、わかり次第連絡をします。

③ 定例活動

身体測定、避難訓練、交通安全指導、誕生会、内科検診、歯科検診

(3) 食事の提供

児童の年齢に応じ、次の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時10分頃	11時15分頃	14時45分頃	
1歳児	9時10分頃	11時15分頃	14時45分頃	
2歳児	9時10分頃	11時15分頃	14時45分頃	
3歳児		11時30分頃	14時45分頃	
4歳児		11時30分頃	14時45分頃	
5歳児		11時30分頃	14時45分頃	

※献立表は毎月別途お知らせします。

※食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。（医師診断書が必要です）

(4) 保育所地域活動

地域に根ざした保育園として、保育の充実と福祉の向上が図られるよう、地域の需要に応じた幅広い活動を、下記の中から選択して実施します。

①老人福祉施設訪問等世代間交流 ②地域における異年齢児交流

③新一年生との交流 ④地域の特性に応じた保育需要への対応

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほかに、別表に挙げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合は保育の提供を終了いたします。

(1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医

(1) 内科医

医療機関の名称	みどりの森クリニック
医師名	久松 知美
所在地	大府市江端町 5-174
電話番号	0562-46-1580

(2) 歯科医

医療機関の名称	松下歯科医院
医師名	松下 純也
所在地	大府市明成町1-129
電話番号	0562-47-8300

※この重要事項説明書の内容は、平成 31年 4月現在の情報です。

12 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変・けが等の緊急事態が発生した場合には、応急処置をすると共に、至急保護者に連絡しますので、お迎えをお願いします。特に、緊急の場合は、保護者の到着を待たずに連れていくことがあります。家庭状況報告書の緊急連絡先が変わった場合には、速やかに園にお伝えください。

13 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園ご利用相談窓口	・担当者 主任 上村 里江 ・責任者 園長 前田 香里 ・ご利用時間 8:30~17:30 ・電話番号 0562-57-1237 ・FAX 0562-57-1238 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
	第三者委員	中村 光江 0562-47-0725 鷺見 弘弁護士 052-971-5011

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

14 虐待の防止のための措置

当園では、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じています。

15 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・誘導等 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 無 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難訓練・火災訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

16 利用に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	園賠償責任保険（東京海上日動火災保険）
保険の内容	園の管理の不備、および業務中の監督不注意等によって生じた事故について、園児や第三者に対して園が法律上の賠償責任を負った場合に支払う損害賠償金や諸費用
補償金額	（施設賠償） 対人1名1億円、1事故7億円 対物1事故200万円 （生産物賠償） 対人1名1億円、1事故7億円・期間中7億円 対物1事故200万円・期間中200万円

保険の種類	災害共済（日本スポーツ振興センター）
保険の内容	けがの補償
保険金額	医療費5,000円以上のものに給付

17 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

【別 表】

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
3歳以上児にかかる主食費	保育所は3歳以上児に対し、主食(米飯及びパン)の提供を行い、その費用の負担を求めるもの。	月額 810円
絵本代	年齢ごとに同じ絵本を毎月購入します。	500円程度
連絡ノートファイル代	乳児のみ連絡ノートファイルを購入します。	入園時 240円
愛成会(父母の会)会費	園の行事などのプレゼント及び園備品の購入	月額 400円
その他、保育において提供される便宜に要する費用のうち、保育所の利用において通常必要とされるものにかかる費用であって、園児の保護者に負担させることが適当と認められるもの。		

※金額の変更や上記以外の実費徴収の必要がある場合には、あらかじめ、その内容、負担を求める理由及び目的、金額について、書面によって明らかにした上で、ご説明します。

2 災害共済給付制度への加入

当園では、入園と同時に全員の方に、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入していただきますので、ご了承ください。独立行政法人「日本スポーツ振興センター」の災害共済給付制度は、保育園の管理下で園児の災害(負傷、疾病、障害、死亡)が発生したときに、災害共済給付を行う国、保育園の設置者、保護者の3者による公的共済制度です。なお加入においては保護者の同意書と掛け金が必要となります。園児一人当たりの掛け金は、年間350円で、園の負担50円、保護者負担300円です。(ただし変更される場合があります。)

3 延長保育事業にかかる利用者負担

延長保育を利用された場合(午後18時から午後19時の延長保育時間に保育園を利用した場合)は、各1,500円/月の保育料が別途必要です。